

公有財産売払いのご案内

(旧池ノ平集会所)

《一般競争入札》

公有財産の一般競争入札への参加申し込みにあたっては、
一般競争入札参加申込要領の記載事項を承知するとともに、
物件調書等を参考に必ず現地を確認した上でお申し込みください。

受付期間	令和8年9月1日（火）～令和8年10月16日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
入札日	令和8年11月19日（木）
問い合わせ先	大分市財務部管財課財産管理担当班 （直通）097-537-5608

大 分 市

一般競争入札参加申込要領

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、大分市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を売買契約の相手方とするものです。

入札参加を希望される方は、次の各事項をご確認のうえ、お申し込みください。

1 売払い物件

売払い物件は、次のとおりです。

物件名	旧池ノ平集会所				
土 地	物件の所在・地番	地積 (㎡)		地目	備考
		公簿	実測		
	大分市大字小池原字向原 1679 番 2、 1680 番 1、1680 番 4	302.01	298.33	宅地	
	以上 3 筆				
建 物	名称	構造等	階数	延床面積	建築年月
	集会所	木造 瓦葺 平屋建	1	132.00 ㎡	昭和 62 年 3 月
工作物	立木、門扉、フェンス等				
参考価格	19,600,000 円				

- * 参考価格は、入札の際の目安となる価格です。
- * 詳しくは、物件調書をご覧ください。
- * 物件調書等の資料は概要の記載ですので、申し込みを行う際は、必ず各自で現地及び利用等に係る諸規制に関する調査確認を行うようにしてください。

2 現地説明会

開催日	開催時間	開催場所
令和 8 年 9 月 15 日 (火)	午後 2 時 00 分 ～	現地にて

- * 現地説明会に参加する場合は、事前の申込（電話可）が必要です。
- * 当日は現地へ直接お越しください。
- * 現地説明会に必ず参加する必要はありませんが、参加しない場合は、各自で現地を確認のうえ、

入札参加申し込みをするようにしてください。

＊ 参加申込者がいない場合、現地説明会は中止します。

3 入札参加者の資格等

(1) 入札の参加者となることができるのは、個人及び法人とします。

＊ 2名以上の連名（共有）による入札参加も可能です。

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できません。また、公有財産を売却する際の入札参加資格を確認するため、大分市暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 28 日条例第 19 号）に基づき、申込者が暴力団関係者でないことを大分県警察本部に照会します。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上述の照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

① 市税を滞納している者

② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び被後見人及び破産者で復権を得ていない者

③ 次に掲げる事項の一つに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過していない者

ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 本市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由が無く本市との契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

⑤ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

⑥ 暴力団員が役員となっている事業者

⑦ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

- ⑧ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑨ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑩ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑪ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑫ ④から⑪までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- ⑬ 他法令により資格のない者（農地法等）

＊ 受付期間内に、一般競争入札参加申し込みの手続きをされていない方は、入札に参加できません。

4 入札参加申し込みの受付

（１）入札参加申し込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

- ① 受付期間 令和８年９月１日（火）～令和８年１０月１６日（金）
 午前８時３０分～午後５時１５分
 ※土・日曜日及び祝日を除く。
- ② 受付場所 大分市財務部管財課財産管理担当班（大分市役所本庁舎５階）

（２）申し込み方法

一般競争入札参加申込書に必要事項を記入・押印（実印）のうえ、申し込みに必要な書類を添えて、受付期間内に大分市財務部管財課財産管理担当班（大分市役所本庁舎５階）へ直接持参してください。

＊ 電話、郵送等による申し込みはできません。

（３）申し込み時添付書類（各１通）

- ① 市税完納証明
- ② 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）
- ③ 身分証明書（法人の場合は、履歴事項証明書）
- ④ 誓約書

＊ 共有の場合は、連名者全員の書類が必要となります。

＊ 各種証明書は、受付時から起算して３ヶ月以内に発行されたものに限りします。

＊ 身分証明書は、本籍地の市町村で交付しています。

＊ 添付書類は、返却いたしません。

＊ ①、②、③の書類については、写しも可とします。

(4) 一般競争入札参加申込受付書

申し込み受付時に、一般競争入札参加申込受付書を交付しますので、入札当日に必ず持参してください。

(5) 申し込みにあたっての留意事項

申込者以外の方への所有権移転は行いませんので、所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員が連名でお申し込みください。

5 無効申し込み

次のいずれかに該当する申し込みは無効となります。

- (1) 入札参加申込者として資格がない者による申し込み
- (2) 所定の申込書によらない申し込み
- (3) 住所・氏名の記入漏れ、押印漏れ、その他申し込み要件を認定しがたい申し込み
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した申し込み

6 契約上の主な特約

物件の売買契約には、次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただきます。

(1) 契約不適合

落札者は、契約締結後、売買物件が種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しないものであること（例えば、軟弱地盤、地下埋設物、土壌汚染等の問題ですが、これらに限りません。）を発見しても、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(2) 禁止する用途

- ① 落札者は、売買契約締結の日から 10 年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供することはできません。また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転すること又は売買物件を第三者に貸すことはできません。
- ② 落札者は、売買契約締結の日から 5 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転すること又

は売買物件を第三者に貸すことはできません。

(3) 所有権移転等の禁止

落札者は、売買物件を第三者へ譲渡又は貸し付ける場合には、(2) の用途制限を承継させなければなりません。

(4) 実地調査

(2) に定める義務の履行状況を確認するため、売却物件の利用状況について、随時、実地調査を行います。実地調査の際には、落札者に協力していただきます。

(5) 違約金

落札者は、正当な理由なく (2) 及び (3) の義務に違反した場合は、違約金として売買代金の 30 % を大分市に支払わなければなりません。

(6) 契約の解除

売買契約に定める義務を履行しないときは、大分市は催告なしに契約を解除することができます。

7 入札の日時及び入札会場

入札日時	入札場所
令和 8 年 11 月 19 日 (木) 午後 3 時	大分市役所本庁舎 9 階 第 2 入札室

* 開始時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

* 入札締め切り後、即時開札します。

8 入札保証金

(1) 入札参加者は、各自が見積もる入札金額の 5 % 以上の入札保証金を、現金又は口座振り込みで納付しなければなりません。

* 現金で納付される場合は、入札当日に納付しなければなりません。

* 口座振り込みで納付される場合は、入札日の 2 日前までに納付しなければなりません。

* 口座振り込みで納付される場合は、振込先情報をお伝えしますので、事前に大分市財務部管財課財産管理担当班までお申し出ください。

(2) 入札保証金の返還等

① 落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、直ちに入札者に返還します。

② 落札者は、納付した入札保証金の全部又は一部を契約保証金に振り替えることができます。

③ 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は返還しません。

9 入札

(1) 入札時に持参するもの

- ① 入札保証金（入札金額の5%以上）
- ② 一般競争入札参加申込受付書
- ③ 実印（法人の場合は、代表者印を持参すること。代理人が入札する場合は、実印（法人の場合は、代表者印）を押印した委任状と代理人の認め印が必要となります。）

(2) 入札の方法

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名・押印（実印）のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出してください。
- ② 入札は、代理人に行わせることができます。この場合、当該代理人をして委任状を提出してください。

(3) 入札の無効

次の事項に該当する入札は無効とします。

- ① 入札者として資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足ある者のした入札
- ④ 1つの物件に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出された入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

10 落札者の決定

- (1) 落札者は大分市が定める予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者としてします。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない大分市職員にくじを引かせます。

11 再度入札

(1) 再度入札

- ① 開札時に予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。
- ② 再度入札の回数は、1回とします。

- ③ 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされなかった者に限ります。

(2) 再度入札の保証金

- ① 再度入札を行う場合は、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなします。
- ② ただし、再度入札において、入札保証金が不足する場合、不足分を積み足す必要があります。

1 2 契約の締結等

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に、落札価格の 10%以上の代金を契約保証金として納付し、売買契約を締結していただきます。契約がなされない場合は、その落札は失効します。なお、入札保証金は返還いたしません。
- (2) 落札者が売買代金を納付しない場合、契約保証金は返還しません。
- (3) 売買契約書に貼る収入印紙（1 部）は、購入者の負担となります。

1 3 売買代金の支払期限

- (1) 売買代金は、契約締結後、大分市が発行する納入通知書により、大分市が指定する日（契約締結日から 3 ヶ月以内）までに全額を一括納付していただきます。
- (2) 契約締結時に納付した契約保証金は、売買代金に充当することができます。

1 4 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転は、売買代金の全額が支払われた日とし、同時に物件を引き渡します。なお、物件は現状有姿のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後に大分市が行います。
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。